

## 第4回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和3年10月26日(火)午後1時30分～午後3時19分

2 開催場所 ありえコレジヨホール2階会議室

(農業委員)

1番	太田香代子	2番	廣瀬博一	3番	伊崎美代子	4番	木下勝徳
5番	小川一英	6番	植木健太郎	7番	楠田耕三	8番	平 光正
9番	中野裕二	10番	本多利任	11番	山下勝也	12番	山崎伸吾
13番	寺田健蔵	14番	水田 勇	16番	金子初夫	17番	馬場正国
会長		中川繁憲					

(農地利用最適化推進委員)

20番	田中芳邦	21番	野原重光	22番	中山秀樹	23番	田中八郎
24番	本多正敬	25番	増田孝徳	26番	北岡新市	27番	内田一郎
29番	神崎好史	30番	中村康弘	31番	石橋浩昭	32番	石橋正浩
33番	山口俊一	35番	寺田俊秀	36番	末續公德	37番	原田久也
38番	岡田裕弥	39番	浅田修弘	41番	(欠)	42番	本多晋介
43番	宮崎 努	44番	山本敏晴	45番	宮崎陽一	46番	相良栄一郎
47番	本田勝彦	48番	飛永敏博				

4 欠席委員

(農業委員)

15番 中村修治 18番 岩永豊一

(農地利用最適化推進委員)

19番 吉岡長久 28番 末吉秀明 34番 松尾和昭 40番 柴内成世

5 議事録署名委員 7番 楠田耕三 8番 平 光正

6 事務局出席者 松尾 強 山本忠介 本多 守 円口智仁 塩田一幸  
山口梨沙

[ 日 程 ]

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第12号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について  
議案第13号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について  
議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第15号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第16号 南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について

- 議案第17号 諏訪地区県営水利施設等保全高度化事業特別型（畑地帯担い手育成型）（区画整理工種）の事業計画変更に伴う土地改良法第3条資格者の証明について
- 議案第18号 諏訪地区県営水利施設等保全高度化事業特別型（畑地帯担い手育成型）（農業用排水施設工種）の事業計画変更に伴う土地改良法第3条資格者の証明について
- 議案第19号 県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）南島原2期地区の施工申請に伴う土地改良法第3条資格者の証明について
- 議案第20号 南島原市農地利用最適化推進委員の委嘱について

- その他
- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
  - ・農地改良等届出について
  - ・農地転用許可不要案件届出について

事務局（〇〇） それでは、定刻となりましたので、ただいまから第4回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、18番岩永委員、28番末吉委員、34番松尾委員、40番柴内委員から欠席の届出があつております。また、少し遅れると15番中村委員、43番宮崎委員から連絡があつております。

まだ出席されていない委員の方もおられるようですが、出席農業委員数は16名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願ひいたします。

議長 皆さん、改めまして、こんにちは。

本日は、第4回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

ご承知の方も多いかと思いますが、廣瀬委員が今年度の長崎農林業大賞の運営委員長賞を受賞されました。また、先日21日に危険業務従事者叙勲の発表があり、末吉推進委員が瑞宝単光章（消防功労）を受章されました。誠にめでたうございます。

両名の委員の受章は、本市農業委員会にとっても大変名誉なことであると思っております。改めまして敬意を表するとともに、今後益々のご活躍をご祈念申し上げます。

さて、先週18日に長崎県下の農業委員会会長・事務局長会議が開催され、農業委員会をめぐる情勢と新たな農地利用の最適化について、長崎県農業会議、荒木事務局長から話があり、農業委員会法改正から5年が経過し、改正後の課題をめぐる、規制改革推進会議との議論がなされ、最適化活動の見える化を進める必要があること、農地利用の起点は日々の農地の見守り活動と仲間への声かけ活動であり、全ての委員が具体的な活動の見える化を進めるためにも活動記録簿への記帳の徹底が重要であるとの話がありました。活動記録簿については、些細なことでも記録するようにお願いいたします。

また、全国農業新聞の普及拡大について、委員の皆様には全員、購読の協力をいただいておりますが、より多くの農家の方にも購読していただけるよう推進もよろしくお願ひいたします。

本日はご案内のとおり、総会終了後、農業者年金加入推進大会を関係する皆さんにご参加いただき、開催することになっております。長時間にわたりますが、最後までひとつよろしくお願ひいたします。

それでは、事務局長から農業委員19名中、出席委員は現在16名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

議事録署名人に7番楠田委員、8番平委員を指名します。

ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

それでは、**議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について** 番号1より、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。2ページをお願いいたします。

今月の3条の申請につきましては、売買が3件の1,441平米になっております。

(議案第10号 番号1～3を朗読)

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者、第5号の下限面積を下回る場合及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全て許可基準を満たしているものと思われまます。以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。また、番号1は出席委員が関係する案件であり、本委員会の申合せにより、推進委員についても除外することとなっておりますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 それでは、1番の案件について、口之津の案件ですが、口之津の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 よろしいでしょうか。ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がないようですので、1番については申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、番号1については申請どおり許可することに決定いたします。

〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議長 次に、番号2についても口之津の案件ですから、口之津の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 次に、3番の案件は加津佐の案件ですが、加津佐の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

〇〇番〇〇委員 すみません、〇〇です。〇〇は1人で仕事するのですよね。それなのにこの経営面積が150万……

(「小数点が1万5,000」との声)

(「1万5,400です」との声)

〇〇番〇〇委員 失礼しました。

議長 よろしいですか。ほかに何かご意見等ありませんか。

(「ありません」との声)

議 長 意見がないようですので、2番、3番について、申請どおり許可することに異議ありませんか。  
（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認め、よって、番号2、3については申請どおり許可することに決定いたします。

次に、**議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について** 事務局より、番号1より  
お願いします。

事務局（〇〇） それでは、議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたしま  
す。

ページは3ページになります。

番号1、申請者、有家町の〇〇、土地の表示、有家町〇〇、地目畑、地積1,615平米、転  
用の目的、堆肥乾燥施設及び飼料置場。牛ふんの堆肥乾燥施設の建設及び飼料、ロールの置場と  
して利用したい。農振内農用地外となっております。

本案件の農地区分は、おおむね1,000ha以上の規模の一団の農地の区分内にある農地に  
該当いたします。第1種農地と思われませんが、農業用施設の例外規定に該当すると思われま  
す。牛ふん乾燥施設は鉄骨平屋建ての建築面積274.35平米です。飼料（ロール）置場は、面積  
700平米となっております。雨水につきましては、牛ふん乾燥施設分につきましては溜柵を経  
由し、水路へ放流となっております。そのほかについては自然流下となっております。汚水・雑  
排水については発生いたしません。資金につきましては自己資金により賄われます。以上です。

議 長 1種農地1,000haと言いましたね。

（「1種農地10ha」との声）

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。21日の午後1時30分から〇〇、〇〇委員、〇〇委員、事務局4  
名、計8名で行ってまいりました。雨水は勾配が全部道路のほうに傾いていて、雨水は全部そ  
ちのほうに流れて道路側溝へ入ると思いました。ほかの両脇とか後ろのほうは自分の土地であり  
まして何ら問題になることはないと思てまいりました。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員の言われたとおり、何ら問題ないと思います。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。よろしいでしょうか。

（「なし」との声）

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認めます。農地区分が第1種農地で面積が1,000平米以上の転用許可申請につ  
いては、長崎県下の農業委員会の申合せにより、長崎県農業会議に諮問することとなってお  
りますので、許可相当として長崎県農業会議に諮問することとし、その後、長崎県農業会議の意見  
を付して県へ進達いたします。

次に、**議案第12号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について** 事務局より説明  
をお願いします。

事務局（〇〇） 議案第12号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、4ページにな  
ります。お願いします。

番号1、願出人、賃貸人、南有馬町の〇〇と、賃借人が南有馬町の〇〇、土地の表示、南有馬

町〇〇、地目田、地積2, 236平米となっております。願出の事由につきましては、申請地は河川に隣接しており重量トラック等が入ると地盤沈下し、駐車場として不適切であることが判明したためとなっております。

許可日は令和3年2月15日、許可指令番号が長崎県指令2農地活第1648号、転用目的、駐車場用地、権利の種類が賃貸借権となっております。

本案件は、先ほどの駐車場用地として転用される予定でしたが、申請地が〇〇川に隣接しており、重量トラックなどを駐車しようとするると地盤が沈下することが判明したため、駐車場としては利用できないことが分かったということであり、今回、農地法第5条の許可処分の取消願を提出されております。以上です。

議長 説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、議案第12号の許可処分取消しは適当と認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、議案第12号の許可処分の取消しは適当として県へ進達いたします。

次に、**議案第13号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 議案第13号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について説明いたします。5ページをお願いいたします。

番号1、有家町の〇〇、土地の表示、有家町〇〇ほか14筆になります。合計9,197平米となっております。変更の事由につきましては、当初計画していた公共事業の残土が別の公共事業の嵩上げの事業に利用されたことにより、期間内の完了ができなくなったため、期間を1年延長したいということがございます。

本案件は、平成30年9月14日付長崎県指令30農地活第1421号で農地法第5条の一時転用許可があった案件で、建設残土処理場へ一時転用され、埋立て後、優良農地に復元する予定でした。

当初の計画では、令和4年1月6日までに事業完了する予定でしたが、予定していた公共事業の残土が別の公共事業の嵩上げ事業に利用されたため、残土が不足してしまいましたので、期間内に事業完了できなくなってしまいました。よって、事業期間を1年間延長するということがございます。変更内容は期間を1年間延長するのみですが、今回、計画変更承認申請書を提出されております。以上です。

議長 事務局にお尋ねしますが、現在の進捗状況、どれくらい進んでおりますか。

事務局(〇〇) 今、〇〇のほうから聞いているところでは、埋立てに係る残土の搬入につきましては、約8割ぐらい既に入っているという状況になっております。

議長 ありがとうございます。この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。21日の午後1時50分頃、〇〇、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、事務局4名、計9名で見てまいりました。場所は、有家雲仙線を真っすぐ上っていくと〇〇の交差点がありますけれども、〇〇の交差点を左のほうに300mぐらい行ったところです。今年、夏の豪雨でもどうもなかったという話を聞いていて、何も問題もないのかなと見てまいりました。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。問題ないと思います。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇です。私も平成30年10月25日に現地調査をさせてもらったわけですが、私たちの水利がその下のほうにあって、この事業が始まった途端に、水が何か極端に少ないなどという印象を受けて、皆さん、田んぼを作っておる人も、これの影響じゃろか何じゃろかと、まだはっきりこうした確信はなかったのもそのままにしていたのですが、この事業が関係しておるか何やろかとまだはっきりしたことは言えないですが、そういう印象を受けております。以上です。

議長 既存の川の暗渠、排水管を入れて川はそのまま行けるような形に最終的には工事がされると思っています。

ほかにご意見はありますか。よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 ちょっとよろしいですか。

議長 〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 これは、他所で埋め土が崩れて災害が発生したということがありましたが、そういった事業でありまして、この地域もやっぱりその川ができた時点、真っ平らではなかったか、何千年前か知らないですけど、そういうところを埋めて、また変なときに水が出たら、下は大丈夫なのですか。水の流れて浸食されて現在の地形になったという状況があって、出水しよって暗渠があって、そういうところも先ほど言われたように気をつけとかないかんということですよ。川なら大変やろうと、出水しよって、下から湧き上がって流れて出てきているのでしょ。

議長 そうですね、そのとおりで、その処理というのは暗渠排水管を入れて、従前の流れにそってという形になっております。工事には土留め工事をするということで、申請当時に皆さんから審議をしていただいたところです。

ほかに何かありませんか。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 これは3年前に現地調査をしたのですが、皆さんご存じのとおり、埋め立てて基盤整備して畑になるのですが、見てのとおり、山に囲まれております。畑にしても日照時間はかなり少ないので、私が3年前に、周りの木も出来上がる前に全部伐採するようにお願いをして、この木を伐採するようにしないと、ここを埋めたかいもないし、畑にしたかいもない。

そして、写真の右側には上のほうに広い畑がありますけれども、そこでも耕作をしてありますけれども、それをしてもらえれば我々も何も問題はないということその時点で言っていたのですが、今回、私はその辺の説明を受けていないので、その辺の話は継続してあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長 3年前に〇〇委員からも質問があったかと思いますが、あと1年延長ということでありますので、その分も継続だと思っておりますけれども、事務局、いかがでしょうか。

事務局(〇〇) 私も3年前はなかったものですが、3年前の許可の内容からして、今回はその期間はできなかったということですので、それを1年間延長するということですので、そのときに現地調査等でお話しされたことというのは当然生きているものと思っております。以上です。

議長 よろしいでしょうか。ほかの委員さんから何かほかにありませんか。

(「なし」との声)

議長 ほかにありませんので、議案第13号の計画変更は適当と認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、計画変更は適当として県へ進達いたします。

次に、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について 番号1より、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1、6ページをお願いいたします。

番号1、譲渡人、深江町の〇〇から深江町の〇〇へ、土地、深江町〇〇ほか2筆、合計の907平米、転用の目的、露天の堆肥置場として利用したいということでございます。権利の内容につきましては使用貸借件で、時期は許可あり次第、期間は5年間となっております。備考欄にありますとおり、〇〇及び〇〇は農振農用地でありまして、残りの〇〇が農振農用地外となっております。

本案件の農地区分は、農用地区域内の農地と農用地区域外の農地となっております。現状を変更することなく、露天の堆肥置場として利用しますので、人工の工作物はありません。雨水は自然浸透、自然流下です。汚水・雑排水については発生いたしません。資金についても、何もしないということですので必要ありません。以上になります。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。21日の午後より〇〇委員、そして〇〇委員、事務局3名の6名で見てまいりました。場所は深江町の広域農道、〇〇があります。その農道上に〇〇がありまして、それから島原側北側に100mほど入った場所です。申請地は先ほど事務局から説明がありましたように907平方メートル、2段に分かれておりまして、ちょっと堆肥置場としては広過ぎるのではないかと質問がありました。申請者本人に聞きましたところ、周りも自分がたばこの耕作をしていると、耕作面積は約330アールぐらいですね。それと、ブロッコリーやカリフラワーを作っているということです。堆肥の材料としまして、稲わらやカヤ、バーク、ソルゴーなどを上から順次切り返しながら下に積んでいきたいということでした。海側のほうに人家があります。それで承諾はもらっているのかと質問をしまして、堆肥置場をやっぱり3mから4m離して高く積まないようにしながら利用したいということで承諾していただいているということでした。海側、東側に、東側と北側のほうに水路もございまして、このまま利用するというので自然流下なんです、水路もありますので何ら問題ないかと見てまいりました。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。ただいま〇〇委員が言われたとおり、何ら問題ないと思います。堆肥の上にもシートとか覆って直接流れ出たり、汚水が流れたりとかしないように処置は取られるということですので、問題ないと思います。以上です。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今の〇〇委員から説明がありましたが、堆肥を作るのに牛とか豚とか鶏とか、そういうふうなやつを入れないで作るのでしょうか。それを入れるとなるとやっぱり臭いとかを感じますので、その辺がどうかなのかと思ひまして、ちょっと聞いてみました。

議長 〇〇番〇〇委員、いかがでしょうか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。たばこ耕作におきましては全くそういう牛ふんとか豚ふん、鶏ふんは全く使わない堆肥を作っております。やっぱり切り返すのに1年から1年半程度して十分堆肥

化してから使うものですから、どうしても上1枚、下1枚だけでは足りないということでした。  
以上です。

議 長 今のご意見でよろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 はい、分かりました。

議 長 ほかにありませんか。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。堆肥を露天で作る場合、重機、切り返しとかなんとかする場合に、土地を踏み固めてしまうわけですね。これには自然浸透と書いてあるのですけれども、ほとんど水は吸わないと思います。ですから、側溝があるからいいのでしょうかけれども、そこはやっぱりちゃんとしてほしいと思っています。

議 長 今の質問ですけれども、雨水関係ですね。事務局、説明してください。

事務局(〇〇) 説明いたします。こちらの道がありまして、横、側溝があります。傾斜もある程度こちらのほうに低くなっていますので、この水路に入っていくような形になろうかと思っています。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 分かりました。最初は、多分シートはかぶせないと思うのですよ、水分を吸わせるために。そしたら、幾分かやっぱり汚水が流れるわけなのですよ。そしたら、その汚水は側溝に流れて下に下っていくことも考えられますので、そこはちゃんとしてほしいと思います。

議 長 〇〇番〇〇委員、そういう質問がありましたけれども。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。その辺は現地を見てきたときに本人も来ておりましたので重々指導してまいりました。

議 長 よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ほかに意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 7ページをお願いいたします。

番号2、布津町の〇〇から深江町の〇〇へ、布津町〇〇、地目畑、地積474平米、転用の目的、一般個人住宅です。現在借家住まいのため、持家を建築したいということでございます。権利の内容につきましては贈与による所有権移転になります。あと、時期につきましては許可あり次第、期間は永久となっております。

本案件の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当いたしますので、第1種農地と思われませんが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから例外規定に該当すると思われまます。一般住宅、木造平屋建ての建築面積115.43平米です。敷地を、ブロック擁壁を新設し、最大1.25m盛土し、土地を造成されます。雨水につきましては溜柵を経由して水路へ放流予定です。汚水・雑排水については合併浄化槽で処理後、溜柵を経由して水路へ放流予定です。資金につきましては借入金により賄われます。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。21日の午後より、〇〇委員、〇〇委員、それと事務局3名で申請



地を見てまいりました。場所は布津町の広域農道沿いに〇〇がございます、そのすぐ真下になります。まず雨水と汚水ですが、申請地の北側に大きな水路がありまして、そちらのほうに市営〇〇の用排水も流れているということで、申請者のほうもそこに浄化槽を設置して流すということでした。今、写真で見ている手前の農地も自分の農地で全く日照も問題なく、周りの農地も、家の高さからしても、後ろの団地も問題ないと見てまいりました。審議のほどよろしく願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇のおっしゃったように、何ら問題ないと思いました。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号3について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、8ページをお願いいたします。

番号3、東京都の〇〇から有家町の〇〇へ、有家町〇〇、地目畑、地積183平米、転用の目的、物置及び庭園として利用したいということでございます。権利の内容につきましては売買による所有権移転になります。時期につきましては許可日と、期間につきましては永久となっております。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域、その規模が10ha未満に該当しますので、第2種農地と思われれます。隣接地の宅地と一体利用による物置及び庭園として利用するものです。西側のほうから庭木として、桜、梅、紅葉を植栽し、北側に物置を設置。この物置につきましては市販の物置で面積にしますと3.6平米となります。物置までは宅地のほうから玉砂利と飛び石を設置します。東側のほうには、花壇とメダカの飼育施設を設置する予定でございます。雨水につきましては自然流下の予定です。汚水・雑排水については発生いたしません。資金につきましては自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。21日の午後2時40分頃、〇〇委員、〇〇委員、事務局3名、計6名で行ってまいりました。場所は〇〇から北のほうに300mほど下って〇〇というのがありますけれども、それから反対の方向に、西のほうに100mぐらい入ったところです。場所は、両サイドが荒地になっていまして、後ろのほうにちょっと花壇のようなところもありました。奥のほうに大きい木がありますけれども、それを背丈ぐらいに切ってもらって、横のほうにはみ出ていましたので、それを切って、全部切ってくださいと言ったのですけれども、影がなかったら夏場にちょっと暑いということで、ちょっと残したいということでしたので、とにかく上のほうですね、日照はあるんですけれども、後ろのほうにちょっと野菜を作っていらっしゃるということで、とにかく背は小さく切ってくださいということをお願いいたしました。以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員の言われたとおり、何ら問題ないと思えます。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これは転用面積が183平米なのですけれども、この転用目的で、物置というのは市販の1坪も至らんようなやつでしょうか。それと庭園、これは500平米でも転用できるわけですか。

議長 500平米といいますのは。この持家と合わせて500平米以内と聞いております。

〇〇番〇〇委員 いや、この転用の目的が物置を置くことと庭園ということで転用がされているわけなのですけれども、これが例えば500平米以下でしたけれどもこの目的で転用できるものですか。

議長 事務局、どうぞ。

事務局(〇〇) 今回は、隣に家がありますけれども、ここと一体利用で一般の個人住宅の一部になるということで、500平米未満ということの転用になっております。ですので、家の庭ということですよ。

〇〇番〇〇委員 家がなかったら、家がなくても転用できるわけですか。

議長 事務局。

事務局(〇〇) 一応、公園とかいう形でされるとか、植樹目的で、それが本当に必要な最小限の面積かどうかの審議があるかと思いますが、その分については個々の案件になりますので、転用自体は可能かなと思っています。

議長 よろしいでしょうか。住まいと一体ということで500平米以下、一般住宅と同じと考えて申請がかかっています。よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第15号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第15号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

9ページをお願いいたします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規4件、1万4,231平米、再設定が18件、3万5,515平米の合計22件の4万9,746平米となっております。使用貸借権につきましては、今回はありませんでした。所有権移転のほうは、売買が4件、1万1,655平米です。中間管理事業による一括方式分が、賃貸借権が新規で1件、1,334平米で、再設定が4件の1万940平米となっております。

それでは、個別の案件について朗読いたしますが、なお、再設定につきましては朗読を割愛させていただきます。

(議案第15号 賃貸借権 番号1～4新規設定、所有権 番号23～26、一括方式分 賃貸借権 番号27新規設定、使用貸借権 番号28～31新規設定を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしていると思われまふ。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、質問等を伺うところではありますが、12ページの番号28、29は出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いて、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」との声)

議長 それでは、次に、番号28、29について審議します。  
本委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することとなっておりますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 番号28、29について、ご意見、ご質問等はありませんか。  
(「なし」との声)

議長 〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議長 ご意見がありませんので、議案第15号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。  
(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

時間も1時間過ぎておりますので、ここで10分間休憩したいと思いますので、よろしく願いします。

(休憩)

議長 審議を続けたいと思います。ご着席ください。

**議案第16号 南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について** 番号1、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 議案第16号 南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について、13ページをお願いいたします。

今回、除外の1件のみとなっております。

番号1、西有家町の〇〇、〇〇の申出になりますが、西有家町〇〇と、隣接の〇〇、地目はどちらも畑で、地積が511平米と633平米、申出の事由につきましては、自動車整備工場を建築したいということで除外の申請が出ております。

場所は、〇〇から450mほど南東に下ったところにあります。おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と思われませんが、その特例として、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると思われま

す。以上1番の除外の案件につきましては、立地基準上は転用可能と思われま

議長 集落施設と接続という形で可能ではないかという意見がありますが、ただいまの説明に対して何かご意見、ご質問等ありませんか。  
(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、南島原農業振興地域整備計画変更は妥当として報告してよろしいでしょうか。  
(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、南島原農業振興地域整備計画変更は妥当として報告いたします。

**議案第17号 諏訪地区県営水利施設等保全高度化事業特別型(畑地帯担い手育成型)(区画**

整理工種)の事業計画変更に伴う土地改良法第3条資格者の証明について と議案第18号 諏訪地区県営水利施設等保全高度化事業特別型(畑地帯担い手育成型)(農業用排水施設工種)の事業計画変更に伴う土地改良法第3条資格者の証明について は同じ事業の中での議案第17号は区画整理工種、議案第18号は農業用排水施設工種となっておりますので、17号、18号は一括して審議してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 それでは、議案第17号と18号の説明をお願いします。

事務局(〇〇) 議案第17号 諏訪地区県営水利施設等保全高度化事業特別型(畑地帯担い手育成型)(区画整理工種)の事業計画変更に伴う土地改良法第3条資格者の証明についてと、議案第18号、同じ事業名の工種のほうが農業用排水施設工種について、説明いたします。

14から15ページをお願いします。

深江町諏訪地区において、平成24年度から県営土地改良整備事業で区画整理と畑地かんがい施設の整備を実施されております。

このたび区画整備工種および農業用排水施設工種の計画から、編入及び除外及び一部除外による変更があったためと、農業用排水施設工種につきましては受益面積が35.2haから35.1haへ0.1ha減ることによる理由で、今回の関係者の同意書が必要であるため土地改良法第3条の有資格者であることの証明が必要となったためです。

計画変更について、縦覧や公告を経て農業委員会へ申出を行い、土地改良法第3条資格者を確定し、同意書を聴取しなければならないことから、本議案は事業担当部署より参加しようとする方の名簿が作成され、市長から農業委員会に対して対象者について有資格者証明願が提出されており、その資料に基づき作成しております。

ここで見ていただくのは、この中で万が一死亡されている方がおられないかどうかを特に確認していただきたいと思っております。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 よろしいですか。深江の委員さんが主だと思えますけれども、深江の委員さん、よろしいでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、議案第17号と議案第18号については土地改良法第3条の資格証明を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、土地改良法第3条の資格証明書を交付することに決定いたします。

次に、議案第19号 県営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業)南島原2期地区の施工申請に伴う土地改良法第3条資格者の証明について 事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、議案第19号 県営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業)南島原2期地区の施工申請に伴う土地改良法第3条資格者の証明について説明します。

こちらにつきましては別紙の差し替え分の16から18ページをお願いします。

ため池の老朽化により漏水等があり、万が一決壊した場合には、下流域に被害を及ぼすため、県営事業により、ため池の工事を行うため、事業費や事業量などの計画については、縦覧や公告

を経て農業委員会へ申出を行い、3条資格者を確定し、同意書を聴取しなければならないことから、本議案は事業担当部署より参加しようとする方の名簿が作成され、市長から農業委員会に対し対象者について有資格者願が提出されており、その資料に基づいて作成しております。

ここで見ていただくのは、この中で万が一死亡されている方がおられないかを特に確認していただきたいと思います。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 特に有家、北有馬、口之津の委員さんが主だと思いますけれども、いかがでしょうか。ご意見ありませんか。

(「なし」との声)

議長 議案第19号の土地改良法第3条の資格者証明を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、土地改良法第3条の資格者証明書を交付することに決定いたします。

〇〇番〇〇委員 死亡された人がいないかということで、うちのところのため池も農地の名義人は亡くなれてもう存在しない方がいらっしゃるのですが、名前を見て、こういうため池をするとき、水利関係者の名簿をつくれと言われたらほとんど死亡して家族もいないような地域もあります。こういったときには、ずっと探さないといけないのですか。

議長 これは3条資格者ですので……

〇〇番〇〇委員 終わってからちょっと聞きたかったのですが、水利関係者の人、田んぼの耕作者名が上がっているでしょう。そういったとき、死んでしまって水利関係者の人たちが全部おらんごとになってしまっているわけ。それをずっと継続するわけですか。

議長 どうですか、事務局。

事務局(〇〇) 説明いたします。この事業につきましては、ため池の受益地の関係者ということです。

先ほど、亡くなられた場合について当然、証明を出すことができないので、この場合は、土地の所有名義人が死亡されていれば相続人を調べて、その相続人の方に代表を出してもらうというようなことになります。

〇〇番〇〇委員 なぜ聞くかということ、今、うちのところもため池がちょっと修繕しないといけない状況も出てきており、それをどういうふうにやっていけばいいのかなということで、その水利を利用している者が私1人、2人、3人ぐらいしか今利用している人がいないわけですよ。そういった中で、水田の所有者の名前を見ると、30人もいるという話になっていますから、ちょっと探したら、死んで家も離散してどこにいるか分からない状態で、田んぼも作ってないような状態で受益者もない状態かというと、今度、こういうふうなところで多分私もため池を保全していかなければ、堤自体も倒壊してしまうような状態になったら危惧して、お聞きしているわけですが、

そういったことで、受益者でなければ、その人には同意を求めないでよいということですか。土地があっても田んぼとして認められないような状態のところがあるじゃないですか。水栓というのがあって受益、水利があつてかかりあいがあつて水のところに行く地域が、田んぼになり、権利があるわけですね、それが受益者でしょうから、その中で、その先は田んぼもできてなければ、それはもう外していいのですか。やっぱりそういう田んぼじゃなくて、荒地地になっていればそれで外していいのかなとか、そうしないと、かかりあいになっておると、それはそれでとんでもないことになってしまうなど思ったものだから、ちょっとお聞きしております。

議長 事務局、よろしいですか。3条資格者を証明するだけのことでしょう。説明をお願いします。

事務局(〇〇) 今の〇〇委員さんの質問ですけれども、基本的に事業の中で全員の同意が必要ではありません、受益地ですね。ですので、その割合については私のほうではちょっと分かりませんので、農村整備課のほうへ後で聞いておきたいと思いますが、基本的には全員の同意が要る事業ではありませんので、一応そういう形になっております。

議長 よろしいですか。

それでは、**議案第20号 南島原市農地利用最適化推進委員の選任及び委嘱について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 失礼いたします。第20号議案 南島原市農地利用最適化推進委員の選任及び委嘱についてを説明させていただきます。ページは19ページをご覧ください。

ご説明いたします。南島原市農地利用最適化推進委員の欠員のあった南有馬町におきまして、去る9月6日から10月5日までの1か月間、市広報紙及びホームページで募集を行いましたところ、欠員1名に対しまして〇〇から推薦がありました南有馬町〇〇、〇〇の1名の届出がありました。提出された届出書の中から一部経歴等ご紹介しますと、〇〇は現在農業を職業とされ、平成31年まで〇〇の一般職員で、ご退職で31年から就農されております。令和2年からは同じく〇〇の監事をされております。主な作物は露地野菜、米、玉ねぎでございます。田が50アール、畑が10アール、農業従事者一人ということです。〇〇からの推薦理由としまして、農地等の最適化推進に熱意と意見を有する者と思われるということで届出があります。また、農業委員会等に関する法律第18条第4項の規定により準用する同項8条第4項第1号、第2号に定める欠格事項については、該当はありませんでした。

以上で欠員のあった南有馬地区の農地利用最適化推進委員さんの選任、委嘱の議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただいまの説明に対して何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 〇〇氏を選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がありませんので、議案第20号 南島原市農地利用最適化推進委員の選任及び委嘱については、〇〇氏を選任することに決定いたします。

なお、発令日は、令和3年11月1日といたします。

次に、20ページは**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

21ページ、**農地改良等届**について 番号1、事務局に説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、農地改良等届出について、21ページをお願いいたします。

番号1、布津町の〇〇、土地が深江町〇〇、地目が田、地積が204平米になっております。道路より低いいため機械の乗り入れができるよう嵩上げをしたいということでございます。

隣接の道路よりも低く機械の乗り入れができないということで、周囲に石積みをして最大0.9mかさ上げをして造成し、隣接の道路から進入路を設置する予定です。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。21日の午後より、〇〇委員、〇〇委員と事務局3名、合計6名で現地を見てまいりました。場所は、国道251号の深江町と布津町の境に〇〇がございまして、それより山手側へ約100m上った場所です。ここは基盤整備外の地域でありまして、道路よりも現在の申請地が低くて、どうしても乗り入れすることができないということで、90センチほどかさ上げをして、写真の右側の水田が自分の圃場でありますので、それと同じ高さにして上からも乗り入れがしたいということでした。嵩上げの方法としまして、水路より控えたあぜの内側から石積みをして行うということで、左側の2筆ほど周りの地権者の農地がありますが、ここにも了解を得ているということです。それと、水路に関してもちよっと白い部分が見えると思っておりますが、U字溝を逆さにして水路を確保して下の水田のほうに水を通すということで同意ももらっております。何ら問題はないかと見てまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありますか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員の述べられたとおり特に問題ないと思っております。以上です。

議長 ここは田んぼですけども、嵩上げて水利は大丈夫ですか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先ほど申しましたように、右側が高いほうの自分の田んぼでありまして、かけようと思えば右側と一緒に高さでするので問題ないと思っております。補足でございますけど、その右側の田んぼの上は、島原鉄道が通っている部分でありまして、今は利用できますが、サイクリングロードになれば、その道路は利用できなくなるため、どうしても嵩上げをしなければいけないということでした。以上です。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、異議なしということで届出を受理したいと思います。

次に、22ページ、**農地転用許可不要案件届出**について 番号1、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 農地転用許可不要案件届出について、22ページをお願いいたします。

番号1、有家町の〇〇、土地の表示、有家町〇〇、地目が畑、現況が宅地、面積が99平米になります。転用の目的、農業用倉庫、平成23年頃農業用倉庫を建築し、現在も利用しております。始末書を添付されております。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。21日午後3時頃、〇〇委員、〇〇委員、事務局3名、計6名で見てまいりました。場所は有家庁舎の前の道路を、布津方面に1キロぐらい行ったところから山手に100mぐらい上ったところでした。場所は、昔からその現地は自動車などをとめてあって、お爺さんがおらしたですけど、そのお爺さんも畑とは知らなかったそうです。雨水のほうも前のほうに流れて、道路の横に川がありまして、そのほうに流れるような感じで何ら問題ないかなと見てまいりました。以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員が言われたとおり何ら問題ないと思っております。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、異議なしということで届出を受理いたします。

次、番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 23ページをお願いします。

番号2、有家町の〇〇、土地の表示、有家町〇〇、地目畑、現況畑、面積が1,284平米のうちの転用面積が157.5平米になります。転用の目的が農業用倉庫及び通路になります。農業用倉庫を建築して、また通路のほうもということで届出が上がっております。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 21日の午後2時10分頃、先ほどのメンバー6名で現地を見てまいりました。場所は、有家雲仙線を3キロぐらい上って左側ぐらいの横が場所です。この後ろの一番右側のほうに水路がありまして、その奥ら辺の小さいのが見えていますけれども、そこが農業用倉庫ということで、ほかの周りは全部耕作しているということで何ら問題ないかなと見てまいりました。以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。問題ないと思います。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 意見がありませんので、異議なしということで届出を受理いたします。

以上で議案の審議は終了いたします。